

社会福祉法人 滄溟会 役員報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人滄溟会（以下「当法人」という。）定款第21条第1項の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- 2 常勤役員については、報酬を支給する。
- 3 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。
- 4 非常勤役員には、報酬を支給しない。

(常勤役員の報酬の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬の額は、別表の通りとする

(報酬の支給方法)

第4条 常勤役員に対する支給時期は、毎月25日とする。

- 2 報酬については、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第5条 新たに常勤役員に就任した者には、その日報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の決議を受けて、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月21日から改正施行する。

この規程は、令和7年7月1日から改正施行する。

別 表（役員報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 200,000円